

2025年8月26日

栃木県知事 福田 富一 様

民主市民クラブ
代表 山田みやこ
中屋篤史
小池晃子
土屋典喜
渡邊典毅
大貫



2025（令和7）年度 県中間期
予算及び政策推進に関する要望書

<はじめに>

未だに終息が見えない中東情勢や、アメリカとの相互関税の導入によりGDPが押し下げられる懸念もあるなど経済不安が高まっている中、昨年から続く米不足、6月からの猛暑による農産物の価格高騰、食料品・物流費・人件費等の上昇による物価高騰は依然として続いていることから、賃金上昇を上回る物価高騰への対応策が大きな課題となっている。

このような中、県の2024年度普通会計決算見込みを見ると、新型コロナウイルス感染症対策関連経費等が減少したことにより、歳入歳出ともに3年連続で前年度を下回った。県税収入は、円安による企業収益の伸長等により前年度を上回り、令和3年度から4年連続で増加するとともに、県債発行額が減少し、県債残高は3年連続で減少した一方、高齢化の進行等により医療福祉関係経費は引き続き増加した。経常収支比率については、92.8%と前年度より0.2ポイント上昇していることから、依然として高止まりの状態は続き、財政構造は硬直化している。

また、県では今年度、「とちぎ未来創造プラン」「とちぎ創生15戦略（第2期）」が最終年度を迎えていることから、「めざすとちぎの将来像」の実現に向け、次期プランの策定を進めている。

こうした状況を踏まえ、持続可能な財政運営を図りながら、実効性ある施策を推進するため、令和8年度に向けての要望も含めて、民主市民クラブ会派として以下の具体的な予算及び政策推進に関する要望を行う。

＜各部局への具体的な要望事項＞

1 人口減少対策について

若年層の東京圏への転出が止まらない。本県の2024年の日本人の転出超過は2,464人である。そのうち女性は1,840人であり、進学や就職などをきっかけに、県外に転出することが多い20歳から24歳については1,467人となっている。このような人口流出とともに、婚姻率や合計特殊出生率の低下は、県全体の活力低下にも繋がっているものと思われる。

そこで、県は「女性に魅力ある雇用・産業創出等に向けた事業戦略」の策定に加え、栃木県人口未来会議において現状と課題を分析し、人口減少を「静かなる有事」と捉え、とちぎ人口減少克服宣言を行い、女性に魅力ある雇用や産業の創出、女性が求める働き方やキャリアの実現、とちぎで暮らし結婚や子育ての希望を叶えるライフステージに応じた環境づくりに取り組むとしているものの、若い女性に栃木を選んでもらうためには、男女がフェアに働き、フェアに評価され、ともにワークライフバランスを保てる職場や社会の構築を更に推進していく必要があると考える。

そのため、結婚・子育て支援策の充実や環境整備を行うとともに、単身女性などの現役世代の声もしっかり聞き取った上で、多様性を受け入れ、何がジェンダーギャップになっているのかの具体的な検証を行い、男女の公平性に対する意識を醸成し、栃木で暮らす選択を促進するよう努めること。

2 地方財政の確立に向けた対策について

今、地方公共団体には、急速に進む少子・高齢化対策、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策、DX推進、脱炭素推進、物価高騰対策、大規模災害への対応など、極めて多岐にわたる需要への対応が求められている一方、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

このことから、賃上げ基調にも対応する人件費の確保も含めて、地方一般財源総額が確保・充実するよう、国に対して、以下の事項について要望すること。

- (1) 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、十分な地方一般財源総額の確保・充実を図ること。
- (2) より高まりつつある社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めて、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- (3) 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、より抜本的な改善を行うこと。

- (4) 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- (5) 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- (6) 自治体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、十分な財政措置を講じること。
- (7) 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通は、人件費や燃料費高騰等の影響を受け、厳しい経営環境にあることから、将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (8) 地方公共団体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

3 技能労務職員の人員確保と安定的な業務体制の構築について

県民生活を支える基礎的な行政サービスに従事する技能労務職員（土木・用務・調理・施設管理等）は、現場での専門的な知識と技能を持ち、長年にわたり地域社会の安全・安心の確保に貢献してきた。しかし近年、技能労務職の職員数は定数・実員ともに減少しており、業務の一部は会計年度任用職員や民間委託に置き換えられていることから、公共サービスの質の低下や、災害・緊急時の即応体制の脆弱化、技能の継承の困難化といったことが懸念される。特に、現場経験の蓄積と人間関係の構築が重要な現業業務においては、任期の定めのない常勤職員の安定的な配置こそが、県民サービスの継続性と質を担保する要といえる。

そこで、技能労務職員の適正な人員体制の確保に向け、新規採用を含む計画的な人材確保を進めるとともに、技能労務職の専門性と重要性を県職員全体の中で再評価し、技能継承や若手職員の育成に向けた方針を明確化することで、会計年度任用職員や委託への過度な依存を見直し、任期の定めのない常勤職員による現場対応能力の強化を図ること。

4 「文化と知」創造拠点整備事業について

「文化と知」創造拠点整備事業については、令和7年3月13日に「PFI等導入可能性調査」の結果が公表され、県はPFIの導入を前提に事業を具体化としている。令和7年5月8日には「PFIアドバイザリー業務」の公募型プロポーザルが実施され、その後、7月4日には契約が締結されたところであり、今後は実施方針や要求水準書の作成、事業者選定、設計・整備という段階へ進む予定と聞いている。

この点、本事業においては、その運営のあり方について県議会や予算特別委員会などでも議論がされているところである。すなわち、直営を維持するコア業務の範囲をどのように理解するかについてであるが、一体的に整備される3施設については本県の文化施策を進める上で非常に大きな役割を果たすべきものであり、県が責任を持ってその役割を担うべきと言える。

そこで、本施設の運営に当たっては、資料や作品の収集・貸出・展示のみならず、人材育成や調査・研究に加えて、教育・普及まで含めたそれぞれの施設の基本的な役割は直営として残すものとし、各施設がそれぞれに主体的にその役割を果たせるよう各館に館長を配置するよう検討すること。

また、開館まで7～10年程度を見込んでいる整備期間を踏まえ、美術館・図書館・文書館においては現時点からの中長期的なビジョンを策定し、人材育成等の将来を見据えた取組を進めること。

更に、現時点で想定されている施設整備費は400～500億円程度だが、資材や人件費の高騰等により整備費が今後大きく膨らみ県財政を圧迫することも懸念されることから、県は、設計・整備段階においても、整備費の拡大をできる限り抑えるよう努めること。

5 女性自立支援について

2021年から2023年の3年間に渡り、全国の（当時は婦人相談員）女性相談支援員638人へのアンケートと、50人のインタビュー調査を行い、実態を取りまとめた日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究の報告書「女性相談支援員（旧婦人相談員）の専門性と公的相談支援の労働問題に関する研究」が、2025年2月に公表された。

報告書によって明らかになった女性相談支援員の状況は、以下のとおりであった。

- ① 40歳代から60歳代の女性が主な担い手となっており、「母子・父子自立支援員」と兼務もある。
- ② 職場において女性相談支援員は少人数で平均勤務年数は6年である。
- ③ 雇用形態は、約8割（79.6%）が非常勤であるが、約6割（65.0%）が正規雇用を希望している。
- ④ 約9割（89.0%）がやりがいを感じ、約8割（79.6%）が業務に満足している。その主な理由は、相談者である「人」との交流や変化を大事にし、支援の展開やあり方に真摯に向き合い自己の価値を再認識できることである。
- ⑤ 約5割（51.1%）が業務の影響により心理的負担を感じている。その主な理由は、支援の際に直面する危険性、関係機関や職場内の関係、女性相談支援員数の不足などによるものである。
- ⑥ 約2割（20.1%）が新任研修を受けたことがないと回答しており、約1割（10.8%）が勤め始めた際に仕事を誰にも教わったことがない。
- ⑦ 業務での危険性などを含め重篤なケースへの対応もあり、専門性が求められる

一方、上司の意向により女性相談支援員の支援に関する意見の尊重度に格差が見られる。また、それに見合った報酬ではなく過重な責任と報酬が心身の不調に影響している。

- ⑧ 女性相談支援員自身の雇用が不安定で経済的自立が困難であるのに、被支援者の相談を受けることに対するジレンマがある。

女性相談支援員の現状が可視化され、自立支援に携わる女性相談支援員を深く理解する大変貴重な結果である。

すべてが本県の現状に当てはまるとは言えないが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が昨年から施行され、ますます支援現場は煩雑化していることや、業務の専門性などを踏まえ、関係機関や職場内の関係において女性相談支援員が感じる心理的負担の軽減、女性相談支援員に関する管理職研修の制度化、業務量の適正化、報酬の見直しに努めること。

6 救急医療提供体制の整備について

令和5年の本県における救急搬送人員数は過去最高の84,814人を記録する状況にあるが、高齢化の更なる進行に伴い、今後も救急搬送人員数が増加していくことが見込まれている。一方、人口10万人当たりのICU病床数をみると本県は4.8床と、全国平均の5.7床を下回っていることに加え、関東地方で唯一高度救命救急センターが未設置である等、救急医療提供体制の課題はこれまでも指摘されてきており、救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会においても議論がなされたところである。コロナ禍を経て、救急医療に対する県民の関心も高く、早急な体制整備が求められている。

については、県民の救急医療の適正利用に資する、とちまる救急安心電話相談の認知度向上のほか、先行自治体の取組状況を踏まえた救急搬送患者からの選定療養費の徴収の検討など、持続可能な1次・2次救急医療提供体制の確保に向けて取り組むこと。

また、医療の担い手である医師や看護師の確保へ向けて県としての取組を強化すること。

更には、既存の医療機関と調整をし、本県にふさわしい形の高度救命救急センターの設置の検討を進めること。

7 介護事業者への支援について

(1) 介護事業者が安全に働ける環境の整備について

本県における介護職員の2026年度の充足率は77.1%と全国でワーストとなる見込みであり、充足率という観点からも職員が安全に働ける環境を整備することは重要な課題になっている。そのような中、介護施設における労働災害は全国的に増加しており、全産業平均での過去10年での労働災害増加率は11%だが、介護施設における増加率は78%と、大きな増加率をみせており、特に介

護者が利用者を抱え上げる際や、前かがみ又は中腰姿勢になる等が原因で発生する腰痛は労働災害増加の要因となっている。人員の充足率の低い本県においては、介護施設の職員が健康に長く働ける環境を整備する必要がある。

このことから、施設からの問い合わせに対応できるよう、介護生産性向上総合相談センターの体制を充実させること。

また、腰痛に対する取組を加速する為にリフトリーダー養成研修等、ノーリフティグケアの啓発に繋がる取組を行うこと。

(2) 訪問介護事業者への支援について

訪問介護事業者の倒産は、2025年1月から6月の間に全国で45件と、2年連続で過去最多を記録しており、厚生労働者が2024年に行った介護報酬の改定による訪問介護事業への報酬の減額の影響もあり深刻さが増している。県内でも、昨年7月末に茂木町で訪問介護事業所が閉所し、同町に事業所がなくなる等、多くの事業者が厳しい経営状況に置かれている。他の介護施設と比べても訪問介護事業の有効求人倍率は高く、人材不足も深刻である。このままの状況が続くと、県内においても事業を継続することが困難な事業者が出てくる懸念があることから、早急な支援が求められる状況にある。

については、全国知事会などあらゆる場を通して、国に対して、訪問介護報酬の引き上げを求めること。

また、同時に県としても訪問介護事業の人材確保への支援や、ガソリン代などの交通費の補助等、独自の支援を行うこと。

8 自殺対策について

小中高生の自殺者数が増加している。令和6年は全国で529人となっており、前年と同水準で推移している。

本県においては、令和元年から5年までの5年間の累計で57人となっている。また、令和6年版自殺対策白書では、令和元年から5年までの5年間で自殺死亡者が1ポイント以上上昇しており、民間団体の試算によると、5歳から19歳の人口10万人当たりの自殺者数が約22.5人と全国ワースト1位となっている。

これから多くのことを経験する人生を全うできず、貴重な命が絶たれている。自殺防止対策は極めて重要である。

県では、「いのち支える栃木県自殺対策計画（第2期）」を策定し、計画に位置づけた推進体制の「栃木県自殺対策プラットフォーム」を活用し、関係機関との連携強化を図り、取組を行っているものの、依然として当事者には支援が届きにくいと言わざるを得ない。

管理教育の中で「こうあるべき」と指導されてきたこども・若者は、乗り越える壁が大きければ大きいほど、誰にも心のうちを話すことができず孤立していき、いじめ・ひきこもり・不登校となるなどで苦しんでいる。また、医療福祉に繋がらな

いケースや、様々な支援の取組があっても、その情報を入手できていなかったり、取組を知っていても利用しないまま、孤独孤立の中、自死を選ぶこども・若者もいる。

こうした状況を踏まえ、県は、相談や支援が必要なこども・若者に対して、支援施策の周知や活用を促すよう取り組むとともに、こどもたちの声を真摯に聴ける伴走支援者を育成するなど、自殺企図や希死念慮のあるこども・若者への支援体制の充実を図ること。

9 脱炭素（カーボンニュートラル）推進について

現在、気候変動がもたらす影響は全国各地で顕在化しており、自然災害の激甚化や生態系の変化、エネルギー価格の高騰など、私たちの暮らしや産業にも大きな影響を及ぼしている。そうした中、国は「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、グリーントランスフォーメーション（GX）を柱とした経済・社会の大転換を進めており、地域主導の脱炭素化の重要性がこれまで以上に高まっている。

本県では、こうした国の方針に沿いながら、地域資源を活かした脱炭素化を推進しているが、今後さらにその歩みを加速させるため、以下の点について取り組むこと。

まず、ロードマップの進捗状況について、定期的な情報発信を通じて県民と共有し、脱炭素の歩みを確認できる仕組みの構築を行うこと。

また、再生可能エネルギーについては、太陽光・水力・バイオマスなど、地域の特性に応じた分散型エネルギーの導入を積極的に支援し、公共施設はもとより、民間住宅や事業所への導入に対しても、財政的・技術的支援の拡充を行うこと。

交通分野においては、EVやFCVの導入促進に向けたインフラ整備や補助制度の整備に加え、地域の公共交通機関における脱炭素化も進めるとともに、地域全体のモビリティを見直し、省エネルギーで持続可能な交通体系の構築を進めること。

建築物の省エネ化・断熱化については、住宅の断熱改修や省エネ設備の導入に対する支援制度をより手厚くし、特に中小事業者や一般家庭が負担なく脱炭素に取り組めるような環境整備を行うこと。

加えて、次世代を担う若者をはじめとする県民への環境教育や啓発活動にも一層の力を注ぎ、学校や地域団体との連携による継続的な学びの場を提供するとともに、脱炭素を担う人材の育成に取り組むこと。

カーボンニュートラルの実現が単なる環境対策ではなく、地域経済の活性化、災害に強い地域づくりに繋がることから、本県がこれまで以上にリーダーシップを発揮し、自治体・企業・住民との連携を深めながら、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組を進めること。

10 野生鳥獣害対策について

渡良瀬遊水地は、栃木・群馬・茨城・埼玉の4県にまたがる広大な湿地帯で、国

の鳥獣保護区にも指定されている貴重な自然環境である。しかし、近年ここでイノシシの個体数が急増しており、地域の自然環境や農業、住民の生活に大きな影響が出ている。

実際、渡良瀬遊水地内で確認されたイノシシの数は、令和４年度に４８８頭、令和５年度に８３４頭、令和６年度には１,０４４頭と、この３年間で倍以上に増えており、増加の勢いは止まっていない。こうした状況は、生態系への悪影響にとどまらず、周辺の農地への被害、住宅地への出没による不安や危険など、深刻な問題になっていることから、抜本的な見直しと対応の強化が必要と考える。

については、渡良瀬遊水地は４県にまたがっているため、関係する市町や県同士がしっかり連携し、広域的な枠組みで対応することが重要になることから、情報共有や捕獲体制の強化など、連携して動ける仕組みを早急に整えること。

また、現在のような罠による捕獲だけでは限界がある。猟友会など専門の団体と協力しながら、安全に配慮した上で銃器を使った駆除も取り入れる必要がある。渡良瀬遊水地は鳥獣保護区に指定されており、銃猟を含む狩猟が認められていないが、有害鳥獣駆除など、必要な場面では銃を使った駆除ができるように対応していくこと。

こうした対策を効果的に進めるには、県が主導して関係機関、自治体、猟友会などと連携し、現場の状況を踏まえた実行力のある対応を取る必要がある。自然環境を守ることと、周辺地域の安全を守ることの両立を目指して、今すぐにでも動き出さなければならない。渡良瀬遊水地でのイノシシ被害の拡大をこれ以上放置せず、実態に合った現実的な対応を早急に進めること。

１１ 林業振興について

地方創生が叫ばれて久しいが、地方とりわけ中山間地域は著しい人口減少等により集落機能の維持すら困難な状況が生まれているとともに、農地や森林の荒廃は、災害の抑止効果の低減や野生鳥獣による被害拡大にも繋がっている。

今後、中山間地域の環境を維持していくためには、林業を再生し、雇用を創出していくことなどが重要であり、そのためには、川上である林業地に資金が還流する仕組みの強化や、再造林や森林整備が持続的に行われる仕組みが必要であると考え

る。

そこで以下の項目について十分に検討し、取組を進めること。

- (１) 森林経営管理制度は、市町村が実施主体であるが、林業専門職の配置は少ないため、人材が不足していると考えられることから、県職員の派遣など、人的配置に対する援助や技術支援等を行うこと。
- (２) 大型高性能林業機械を活用するため幅広の作業道が設けられるが、近年の豪雨の頻発化により災害発生の一因となっていることが指摘されている。近年の災害箇所の検証や整備された作業道の安全性を確認する現場確認作業を行うなど、

「栃木県森林作業道作設指針」の更なる充実を図り、災害を引き起こさない林業を確立すること。

(3) 県立高校の再編により、鹿沼南高等学校と鹿沼商工高等学校が統合され、鹿沼華陵高等学校が設立される。鹿沼南高等学校の環境緑地科には県内唯一の林業コースが存在していたが、今後の林業人材の育成のためにも林業コースの更なる充実を図ること。

(4) 農山村の維持・活性化には、林業に従事する移住者の獲得も一つの道筋として考えられる。しかしながら、現在進められている高性能大型機械を活用する林業のみでは新規参入のハードルが高く、また地域によっては作業道からの崩落など災害発生の危険性も指摘されている。このような中、国においては、多様な林業の担い手の育成・確保を図るとして、自伐型林業にも着目し、取組を進めていることから、本県においても、自伐型林業の普及啓発を図るとともに、新規参入者への支援を行うこと。

(5) Jクレジットを活用して森林整備の資金が還流する仕組みの構築を検討すること。

1 2 オリオン通りのごみのポイ捨て対策について

オリオン通りは県庁所在地である宇都宮市の代表的な商店街であるが、近年深夜まで営業する居酒屋等が増加する中で、治安対策が課題とされ、県警としても土曜日夜にパトロールを行う等対策を進めてきており、一定の効果が出てきたと承知している。

一方で、夜間の人流増加に伴い、ごみの日常的なポイ捨てが問題になっている。祭事等が開催される期間以外でも、日常的にごみが投棄されており、対応を清掃ボランティア等が行っている状況で、行政としての対応を求める地元住民やボランティア団体からの声が日増しに大きくなっている。休日等は餃子等を求めて、多くの観光客が宇都宮中心部を散策することから、観光の視点からのごみの落ちていない環境をつくることは意義があるとともに、同通り付近は通学路になっていることから教育上の視点からのごみがポイ捨てされている状況を放置することは望ましくなく、積極的な対応が求められている。

このことから、県警は、パトロール等の際に、客引き等だけでなく、ごみのポイ捨て防止も呼び掛ける等対策も行うこと。

また、環境森林部が実施している環境美化に関する啓発活動において、ごみのポイ捨てについて対策を強化すること。

1 3 米国の相互関税に関わる中小企業支援について

米国の相互関税が8月7日から適用されたが、相互関税の特例措置を日本に適用する大統領令の修正時期等、依然として先行きが見通せない部分も残っている。7月に実施した県内企業へのアンケートでも、関税の影響を受けていると答えた企業

が増加するなど影響が表れはじめており、今後も仕入れ価格の上昇等、影響を受ける企業が増えてくると考えられる。本県は大手自動車会社の工場が立地し、関連企業も多いことから、対策に取り組む必要がある。

このことから、県は、県内企業に対して最新の情報提供を行うとともに、米国相互関税の影響を緩和できるよう、国内の販路開拓や、海外の輸出先の多角化に向けた支援を行うこと。

また、影響を受ける業界への資金繰り支援を行い、賃上げの流れに影響を及ぼさないよう取組を進めること。

14 インバウンド対策について

日光や那須など多くの観光資源を有する栃木県においては、コロナ禍以降、外国人観光客の来県者数は年々増加しており、令和6年には外国人宿泊者数は27万人を超え、令和7年においてもそれを上回る実績が期待されており、インバウンドの重要性は大きくなっている。

他方で、宿泊客に比べて日帰り客が多いことや地域間格差、観光人材・受け入れ環境の未整備、多言語対応の遅れなど、多くの課題を抱えている。このような中、観光庁が掲げる「高付加価値化」や、「観光を核とした地域活性化」に呼応する形で、本県も持続可能かつ地域共生型のインバウンド戦略を一層強化していく必要がある。

については、那須町において2026年度から宿泊税制度の導入が予定されているが、これを先行事例とし、本県も宿泊税の導入を検討すること。加えて、導入する場合は、先行自治体と共存が可能となる仕組みを構築するとともに、税収の使途については、観光インフラの整備、受入環境の充実、プロモーション費用等の持続可能な観光モデルの確立に活用すること。

また、本県におけるインバウンドの傾向として、日光や那須などへの地域的偏りや宿泊客に比べて日帰り客が多いことが指摘されている。そこで、県内各地へのインバウンド誘客を促進するため、地域間移動のシャトルバス整備や交通連携、周遊型旅行商品の造成・販売促進に対して支援するとともに、農泊や文化体験など、地域資源を活かした滞在型コンテンツ開発への補助を強化すること。そして、観光DX・プロモーションを抜本的に強化し、AIやDMP等を活用したインバウンド行動データの収集・分析と、それを基にした海外富裕層・リピーター層などへのターゲティング広告など戦略的なプロモーションを推進すること。

更に、観光人材育成及び多言語対応支援を強化するため、観光事業者や宿泊施設における多言語対応、電子決済、インバウンド接遇に対応する研修・補助制度の拡充をするとともに、トイレの整備や管理の徹底など、観光客を受け入れるための環境整備を進めること。

15 有機農業の推進について

化学肥料や農薬を使い、収量を増やすことを目的とした、一般的に広く行われて

いる慣行農業は、現代の農業において重要な役割を果たしている一方、環境や健康への影響を考慮した持続可能な農業を目指すことも重要である。それは、化学肥料や農薬の使用は、土壌や水質汚染、生物多様性の低下、土壌の有機質を減らすことによる土壌劣化の可能性があるとともに、一説には、化学肥料の過剰施肥による栄養のバランスの偏りは、人間の健康に影響を与える可能性があるとも言われているからである。

また、地球温暖化への対応や、自然環境や食の安全に配慮した農業生産が必要になってきている。しかしながら、有機農業は日本国内でなかなか普及していない現状がある。農林水産省の「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の面積を25%（100万 ha）に拡大するとしているが、本県の割合は0.4%と全国の0.6%に比べて低い状況にある。加えて、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬を開発し、化学農薬の使用量を50%にする提言が盛り込まれている。

全国各地での取組を見ると、兵庫県但馬地域の「コウノトリ育むお米」や、新潟県佐渡市の「朱鷺と暮らす郷」、千葉県いすみ市の有機米などは、コウノトリや朱鷺などの生き物が暮らせる田んぼを目指す、「生き物を育む農法」として有機農業を推進している。また、有機農業は、慣行栽培に比べ、病害虫の管理が難しく収穫量の不安定さ、有機農産物の販路拡大など課題も多くあることから、生産者とJA、そして行政が一体となって取り組んでおり、JAグループ茨城では、昨年10月、県JA大会で生物の減少に繋がるとされる農薬「ネオニコチノイド系」使用削減を目標に掲げ、使用農薬切り替え方針を打ち出した。また、JA水戸によると5～6年前から空中散布用の農薬をネオニコチノイドから非ネオニコチノイド系に切り替えた結果、2024年8月末～9月にかけて千葉県生まれ3歳の雄、福井県生まれの5歳の雌のコウノトリの飛来が確認された。農薬を切り替えた効果の表れと見ている。コウノトリは体が大きいので、豊富な虫やカエル等の餌が必要であり、多くの生き物が生息する生物多様性のある環境になったと言える。

このような全国各地の取組を踏まえて、本県も環境への負荷を減らし、生物多様性を尊重し、食の安全や自然環境を守るため、慣行栽培農家との相互理解の促進と、消費者も含めた有機農業の確かな情報の周知に努めるとともに、有機栽培の取組の促進に努めること。

16 米政策の充実強化について

現在、コメの価格は5キログラム3,500円前後となっているが、肥料や資材費、燃油費などの高止まり、農業機械の更新コスト、労働力不足への対応など、農家を取り巻く経営環境は依然として厳しく、所得が増えているとは言い難い状況である。米価をこのまま安定させるためには、市場任せにせず、需要の拡大や消費喚起に取り組むなど、価格を維持・安定させるための具体的な施策を講じていく必要がある。

また、価格高騰を受け、すぐに増産に動けば、需給バランスが崩れ、翌年以降に

再び米価が下落するリスクもあるため、中長期的な視点に立った価格政策の方向性を早期に明示し、農家が将来を見通して営農を継続できる環境を整えることが重要である。

については、農家が、経営を立て直し、担い手の育成や設備投資などの次世代に繋ぐ取組に力を入れられるよう、農家所得の安定に向けた支援策を積極的に展開すること。

加えて、イネカメムシの発生が本年も県内で多く報告されており、出穂期から登熟期の被害によって収量や等級が下がれば、農家の収入に大きな打撃を与えることから、防除徹底に向けた情報提供、発生予察の精度向上、必要に応じた防除資材や薬剤の支援など、実効性のある対策を講じること。

米価の維持と病害虫対策の両面から、農家が安心して生産を続けられる体制の構築を強く求める。

17 いちごなど施設園芸農業の振興について

いちご、トマト、ニラ、アスパラガスなどの施設園芸作物は本県の重要な品目であるが近年、担い手の減少等により生産量を維持していくことが課題となっている。

また、本県の施設園芸品目の市場価値の維持・向上を図っていくには、収量と品質を確保し、ブランド力を向上させることが不可欠であることから、次の点について充実強化を図ること。

- (1) 主要消費地である首都圏においては、とちあいかの認知度がまだまだ低い現状にあるので、一般消費者の認知度向上に努めること。とちあいかの大粒、高品質のものをプレミアムブランドとして商品開発し、とちあいか全体のブランドイメージを向上させること。
- (2) 首都圏という大消費地を抱えている有利な条件を生かし、新鮮かつ高品質であることをブランドイメージとして確立すること。新鮮かつ高品質であることを数値化するなど消費者にアピールする仕組みづくりやキャッチコピーの作成などに取り組むこと。
- (3) 近年の資材費の高騰による初期導入費用の上昇は、新規就農者にとっては大きな参入障壁となっている。初期費用負担軽減のための施設整備や機器導入に対する助成の拡充を図ること。また、現行の就農準備資金等の新規就農支援制度は、年齢49歳以下が対象とされているが、農林水産省の調査では新規就農者の50歳以上の割合は6割以上となっており現状と合わなくなっているため、現行の新規就農支援制度の年齢制限の緩和について、国への働きかけや県独自の支援策を講ずること。

18 宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の無料化について

さつきロード周辺には工業団地や流通センター、更には令和7年度事業完了となる鹿沼インター産業団地も立地している。無料化により物流の活性化や効率化、通勤の利便性向上などが期待される。

令和7年3月、第5回栃木県道路施策検討有識者懇談会では、「予定どおり令和8年3月をもって無料化すべき」との提言がされたことから、県として早急に無料化の方針を示すこと。

19 公共交通施策の推進について

本県では、少子高齢化・人口減少の進行により、地域公共交通の利用者数の減少や運転士不足など、バスや鉄道の路線維持が困難となる地域が増加している一方、交通不便地域では、高齢者や障がい者、学生などの交通弱者の移動手段が失われつつあり、日常生活や通院、通学、買い物といった基本的な生活行動にも深刻な支障が生じている。

県においては、持続可能な公共交通サービスの確保・充実を図るために策定した栃木県地域公共交通計画に基づき、これまで一定の収支率の確保が要件とされていた生活交通路線運行費補助金について、採算性が低くサービスの維持が困難な地域にも支援の手が届くように今年度より収支率の要件を撤廃したものの、対象が拡大したことにより、補助額に上限を設けたり財政状況による制限を設けたりと、以前より補助額が減る可能性がある自治体も生じている。

公共交通は、地域住民の暮らしを支える「移動のインフラ」であると同時に、観光振興やカーボンニュートラルの実現、地域経済の活性化にも資する重要な政策分野である。特に、人口減少が加速する本県においては、県がリーダーシップを発揮し、市町と一体となって「誰一人取り残さない公共交通」の構築を進めることが不可欠といえる。

そこで、こうした現状を踏まえ、住民の移動権を保障し、地域の活力と安心を支える公共交通ネットワークの再構築を図るため、市町が行う路線維持、再編、コミュニティ交通の導入などの取組に対し、県が財政支援を拡充し、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を支援するとともに、AIオンデマンド交通、乗合タクシー、スクールバスの地域活用など、地域特性に応じた柔軟な交通手段導入に対する制度的・技術的支援を行うこと。

また、市町や地域住民が主体的に交通のあり方を議論・構築できる「地域公共交通会議」等の取組を支援するとともに、地域交通に関わる人材育成の仕組みを構築すること。

更に、鉄道・路線バスなど既存公共交通の活性化に向けて、国・市町・事業者との連携体制を構築し、路線存続と利便性向上を図る支援を強化すること。

加えて、高齢者・障がい者等の交通弱者に対し、移動支援タクシー券や移動支援サービス、福祉輸送の拡充を進め、誰もが安心して移動できる環境を整備すること。

20 防災・減災対策について

近年の気候変動の影響により、全国各地で豪雨や台風による災害が頻発し、河川の氾濫、土砂災害、道路の寸断、住宅の浸水といった深刻な被害が相次いでいる。令和元年東日本台風では、県内の広範囲で河川が氾濫し、1万棟以上の住宅が浸水、インフラ被害も甚大だった。こうした災害を繰り返さないために、県として国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策を着実に実行し、県民の命と暮らしを守る取組を、スピード感を持って進める必要がある。

中でも流域治水の考え方にに基づき、河川の整備だけでなく、上流部での森林・ため池の整備、中流域の遊水地確保、下流域の排水機能強化、更には都市部の雨水貯留や浸透施設の整備など、流域全体で水害を軽減する仕組みを構築していくことが急務である。県が進めている流域治水プロジェクトはその方向性を示すものであり、県においてはこれを形式的な計画にとどめず、実効性のある取組として現場主義で着実に進めること。

また、災害時における緊急輸送道路の機能確保は、救助・救援などの観点から極めて重要であり、防災拠点につながる道路について、「災害時に本当に使える道か」という視点から冠水対策、耐震補強、無電柱化などを進めるべきである。特に山間部や中山間地域では、孤立を防ぐため道路の再点検と再整備が必要である。

更に、避難所のあり方については、これまでの災害の教訓を活かし、根本的な見直しが求められている。現状、体育館などの避難所では、雑魚寝、仕切りなし、不衛生なトイレ、空調設備の不足など、プライバシーも人間らしい生活環境も整っていない場合が多く、エコノミークラス症候群や持病の悪化、感染症の拡大による「災害関連死」を引き起こしてきた。これは災害そのものではなく避難環境によって人命が失われるという深刻な問題である。避難所は「命を守る場所」であるべきであり、単なる一時的な収容施設では済まされない。

そのために、平時から避難所となる施設の整備基準を見直し、家族単位のスペース区画、パーティションの常設、段ボールベッドや簡易ベッドの配備、エアコン・換気設備の常設、誰もが使えるトイレや簡易シャワー、バリアフリー対応などを標準仕様として備えること。更に、避難所運営についても職員や地域住民任せでは限界があるため、専門スタッフの育成や民間団体との連携、マニュアルの標準化と訓練体制の整備も行うこと。

併せて、デジタル技術を防災に積極的に活用すべきである。ドローンを用いた被災状況の迅速な把握、AIによる避難誘導や被害予測、避難所の混雑状況・物資状況のリアルタイム共有、スマホアプリによる情報配信・安否確認など、技術の進展を現場に活かすこと。

今後の気候変動と災害リスクの高まりに備え、県民の命と暮らしを守るインフラ・制度を一体で整備することは、自治体の責務である。国土強靱化地域計画の理念に基づき、単なる復旧ではなく「事前防災」「命を守る避難」「迅速な支援」までを見据えた実効性ある施策を力強く推進すること。

2 1 居住支援について

住宅は県民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である。

単身世帯、高齢者単身世帯、生活困窮者や障がい者、ひとり親世帯、DV被害者等、住まいの確保が難しい「住宅確保要配慮者」が安心して賃貸住宅に入居できることを目的とした改正住宅セーフティネット法が、2024年の通常国会で可決され、2025年10月から施行される。この改正により、「賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備」、「居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進」、「住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化」が推進される。

本県の高齢者世帯は、2030年度（令和12年度）には約31万世帯、高齢単身世帯は約10万世帯と予測されている。しかしながら、公的賃貸住宅だけでは、住宅確保要配慮者全体をカバーできるストック水準になっていないため、民間賃貸住宅の活用が求められるところだが、住宅確保要配慮者の入居に対しては、賃貸人（大家）はリスクや不安が大きいと考え、入居に消極的になっているのが現状である。また、2030年度までのセーフティネット住宅の登録目標値である17,000戸は達成しているものの、そのうち住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅は約40戸と少ない状況である。

そこで、10月からの改正法の施行に向けて、県は、賃貸人（大家）や不動産業者等の関係者への制度の理解を深めるために、不動産関係団体や居住支援団体、地方公共団体で構成する「栃木県住生活支援協議会」での取組を強化するほか、市町の居住支援協議会の設立促進及び居住支援法人の登録促進に努めるとともに、住宅部局と福祉部局の連携強化を積極的に進めること。

2 2 県立学校における専門教育設備の老朽化対策及び体育館空調設備の整備について

県立高校における専門学科の教育においては、実践的な技術や知識の習得が求められる、実習を通じた体験型学習が重要な役割を果たしている。しかしながら、これらの学科で使用される実習設備や教育機器の多くが、導入から長期間が経過し、著しく老朽化・陳腐化している現状がある。一部では、既に使用に支障をきたしている機器も確認されており、生徒が安全かつ効果的に学習を行う環境が十分に確保されていない状況となっている。更に、技術革新が進む産業界においては、新たな資格制度に必要な技能や実践スキルが求められており、学校の教育内容がそれに追いついていないとの指摘も現場から上がっている。

将来、地域や社会を支える人材の育成を担う教育現場においては、これらの設備の更新は単なる維持管理にとどまらず、教育の質そのものを左右する極めて重要な課題である。ついては、県として、専門学科ごとの実習設備の現状を早急に点検・精査した上で、計画的かつ段階的な更新整備に取り組むこと。

また、近年の地球温暖化の影響により、夏季における高温環境が常態化する中で、

学校施設、とりわけ体育館内での授業、部活動、各種式典等が生徒の身体に多大な負担を与えており、熱中症をはじめとする健康被害のリスクが高まっている。現場では扇風機や遮熱カーテンなどの対症的な対応がとられているものの、十分な効果が得られておらず、児童生徒や教職員からも不安の声が多く寄せられている。特に、体育館は避難所としての機能も有しており、災害時における生活環境の質にも直結する施設であることから、その環境整備は教育的観点のみならず、防災・福祉の観点からも喫緊の課題といえる。ついては、すべての県立学校における体育館への空調設備（エアコン）の導入について、優先順位を明確にした整備計画を策定し、必要な予算措置を講じること。

いずれの施策も、生徒の安全と健康を守るとともに、地域社会に根ざした質の高い教育を推進していく上で欠かすことのできないものであることから、現場の声に真摯に耳を傾け、迅速かつ具体的な対応を行うこと。

2 3 特別支援教育について

「特別支援教育の在り方に関する検討会報告書」では、「インクルーシブ教育という視点から見ると、障害のある子どもも、障害のない子どもと同様に、居住する地域で学び、生活できるようになる方向性が重要である」とし、「寄宿舎は、これまで通学保障など大きな役割を果たしてきたが、今後の特別支援教育や障害福祉が目指す方向性をふまえた取り組みを、さらに進めていくという視点に立てば、発展的に解消することが適当であると考え」としている。また、「障害のより重度な子どもも利用可能で、多機能かつ宿泊可能な学習施設の活用は益々重要になるであろう」と述べられている。

「特別支援教育の在り方に関する検討会報告書」等を踏まえて、令和6年8月に県教育委員会は、「特別支援教育の充実に向けた方針」を決定したものであるが、より内容を充実したものにするため、以下の点について要望する。

- (1) 寄宿舎での知見をどのように宿泊学習へ引き継ぐのか、具体的プログラムを明らかにすること。
- (2) 特支校全体の狭隘化の解消、センター的機能の強化（小・中・高等学校の空き教室や県全体の学校の配置状況等を踏まえ、分教室等の設置を検討）が示されているが、市町との連携を強化した上でどのようなデザインとしていくのかを、具体的に明示すること。
- (3) 地域の小中学校等の特別支援教育の充実ため、地域連携を担当する職員や学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置などを行うこと。とりわけ、特別支援学級の学級編成基準を現行の定数8人から、特別支援学校の学級編成基準である定数6人と同様の基準とすること。

2 4 非常勤講師の処遇改善について

現在、栃木県内の高等学校では、非常勤講師が教育現場の重要な一端を担っており、特に教員不足が深刻化する中であって、その存在は欠かすことができない。しかしながら、非常勤講師の報酬はコマ単位の時間給にとどまり、授業準備など授業外の業務が日常的に発生しているにもかかわらず、それらが十分に評価・反映されていない実態がある。また、雇用は原則として１年更新であり、長期的に安定して教職に携わるには困難が多い状況にある。

本県の非常勤講師の報酬水準は、他県と比べて決して高いとは言えず、近隣の茨城県や群馬県と比べても低く、教育の質を維持・向上させる上でも、優秀な人材の確保・定着という観点から、今後の制度見直しは避けて通れない課題となっている。加えて、授業外業務への適切な評価や、社会保障制度の適用拡大、研修機会の確保といった処遇面全般の見直しが求められている。

については、非常勤講師の報酬の引き上げをはじめとする処遇改善について、他県との比較や現場の実態調査をもとに早急な検討を行い、教員確保と教育環境の安定化に向けた施策を講じること。

2 5 フリースクールへの支援について

全国の不登校の小中学生数は、２０２３年度に３４万人を超え、本県でも同年度に５,８０５人と過去最多を更新しており、不登校の児童生徒の民間の受け皿となるようなフリースクールの重要性が増している。県教育委員会が２０２４年度に行ったアンケートでは保護者の声として、フリースクールへの送迎や授業料の負担が記されている。一方、全国のフリースクール関係者からは運営にかかる人件費や家賃等の経費が継続的な運営の課題になっているという声があがっており、他県の事例をみると本年８月に三重県がフリースクール運営に関わる補助金を創設するなど、運営に対する支援を行う都道府県も増えてきている。県内においても、さくら市が市内のフリースクールに通う際の利用料を助成する等の取組がはじまっている。県内の不登校児童生徒数の現状に鑑みると、受け皿となる環境の整備は必要である。

そこで、県教育委員会は、不登校児童生徒の受け皿となるようなフリースクール等との連携をより緊密にし、運営に関する補助金を新たに創設すること。

2 6 交通事故抑止対策について

２０２５年に入ってから交通事故の発生件数は、増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況が続いている。特に、今年上半期（１月～６月）の交通事故による死者数は３５人にのぼり、増減数が全国ワーストとなったとともに、依然として高齢者死者数が占める割合は５割を超えている。更に、人口１０万人あたりの死者数では１.８６人と、全国平均を大きく上回り、全国ワースト２位という厳しい結果となっている。これらの数字は、県内の交通安全対策が依然として喫緊の課題であることを示している。

中でも、シートベルトを着用していなかったことによる死亡事故が目立っており、基本的な安全対策の徹底が求められる。

こうした背景を踏まえ、今後は交通事故の抑止に向けて、特に高齢者の安全確保に重点を置いた対策の強化が必要である。加えて、悪質・危険な運転者に対する継続的な指導や厳格な取締りの強化を図るとともに、自転車利用者に対しては、交通ルールの遵守の徹底及びヘルメットの着用を推進し、事故リスクの低減を図ることが求められる。

また、安全で安心な交通環境の整備に向けて、ハード面での取組も重要である。老朽化が進む信号機や道路標識・標示については、計画的な更新・整備を着実に進めるとともに、県民から多くの要望が寄せられている危険箇所に対する信号機の新設など、交通安全施設の充実を図る必要がある。そのためには、予算の確保を確実にし、事業の円滑かつ着実な執行に万全を期することが不可欠である。

今後とも、県民一人ひとりの安全意識の向上と、総合的かつ継続的な対策の実施を通じて、重大事故の発生防止と交通死亡事故ゼロを目指した取組を一層強化していくこと。